

空き家有効活用促進事業補助金

空き家等情報バンクに登録している家屋の改修に要する経費、及び空き家等情報バンクに登録する家屋の所有権移転登記に要する経費を補助します。

1. 空き家等情報バンク登録空き家改修補助金

補助要件	①空き家等情報バンクに登録している家屋の改修、又は空き家等情報バンクに登録された空き家に係る売買契約、又は賃貸契約締結により登録から除外した家屋の改修（締結後6か月以内に完了） ②市内施工業者による改修 ③国、県、市の他の制度による補助金等の交付を受けていない家屋の改修
補助対象経費	①トイレ、台所、浴室、洗面所の改修に要する経費（合併処理浄化槽の設置を含む） ②空き家内の不要な家財道具等の処分に要する経費 ③屋根、外壁の改修に要する経費
申請者	①登録空き家の賃貸借契約を締結した空き家等登録者 ②登録空き家の賃貸借契約を締結し、空き家等登録者から改修の承諾を受けた空き家等入居希望者 ③登録空き家の売買契約を締結した空き家等登録者又は入居希望者 ④登録空き家が売買又は賃貸借契約未締結である空き家等登録者
補助金額	補助対象経費が30万円以上の場合に補助対象経費に3分の2を乗じた額で200万円を上限額とします。

2. 空き家所有権移転登記費用補助金

補助要件	空き家等情報バンクに登録する家屋
補助対象経費	空き家の所有者を特定するための所有権移転登記に要した経費
申請者	空き家等情報バンクに登録する時の空き家所有者
補助金額	補助対象経費に3分の2を乗じた額で10万円を上限額とします。

問合せ先 企画政策課 ☎0837(52)1112]

三世代同居等促進事業補助金

市では、親子の相互扶助を促進するため、市内において住宅を取得された場合や、市内への転入により、三世代が同居又は近居になった場合に補助金を交付します。

近居とは、親の世帯と子の世帯が居住する住宅が同一行政区内か、又は両住宅間の直線距離が1km以内とします。また、いずれかの世帯に孫が同居しなければなりません。

補助要件	親、子のいずれかが居住するための住宅を市内において取得（新築・中古物件購入）されるか、親、子、孫のいずれかの転入（賃貸住宅入居可）により、同居又は近居となり、かつ6か月以上経過した場合。 ※市内転居（住宅取得の場合は除く）により三世代同居や近居となった場合は、交付対象とはなりません。
申請者	親又は子とします。
補助金額	補助金額は30万円とし、3回に分割し毎年度1回交付します。 毎年度交付する補助金のうち、3万円は商工会発行の商品券とします。
その他	①孫は、中学生以下とします。（転入時又は住宅取得時） ②3年間のうちに、親、子、孫のいずれかが欠けた等、補助要件に該当しなくなった場合は、翌年度から補助をいたしません。 ③申請期間は、転入又は市内において親、子のいずれかが新たに居住するための住宅を取得してから6か月以上経過し、1年以内とします。 ただし、申請開始までに補助要件に該当しなくなった場合は、補助対象になりません。

問合せ先 企画政策課 ☎0837(52)1112]

住宅リフォームに助成します

申請・問合せ先 商工労働課 (☎0837(52)5224)

対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが居住する住宅の工事 ・消費税を除く工事費が30万円以上の工事 ・補助金交付決定通知があった日以降に着手し3か月以内に完了する工事 ・市内に本社本店（個人事業主含む）がある施工業者に依頼するリフォーム工事 ・国、県、市の他の助成を受けていない工事 ※その他条件があります。 	対象者	市に住民票があり、市税を滞納していない人で、過去に同一の助成金を受けていない人
		助成額	上限を10万円として工事金額（消費税を除く）の1割を市内共通商品券等で助成します。
		申請期間	4月18日(月) 9時から ※申請額が予算額に到達した時点で終了

市内就職祝金(新規学卒者)を支給します

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①平成28年4月1日に本市に住所を有し、引き続き定住すること。 ②平成27年4月2日から平成28年4月1日までに市内事業所（官公庁を除く。）に正規社員として就職していること。 ③中学校、高等学校、大学、専門学校等のいずれかを卒業してから、2年以内に就職していること。 ④過去に就職祝金（旧制度含む。）の支給を受けていないこと。 	就職祝金額	2万円
		申請方法	就職祝金受給申請書（市商工労働課で用意していますが、美祢市のホームページからもダウンロード可能です。）に必要事項を記入のうえ、就職先の会社証明、会社印をもらい住民票の写しを添付して、市商工労働課に個人の印鑑（認印）を持参し申請手続きを行ってください。
		申請期間	4月18日(月)～28日(土)（土・日を除く）

申請・問合せ先 商工労働課 (☎0837(52)5224)

ハッピーウェディング支援事業補助金

市では、市内に在住する未婚者の積極的な結婚活動を支援します。

1. 会員登録支援

補助対象者及び団体	市内在住の未婚者で『やまぐち結婚応援センター』へ登録した人
補助対象経費	『やまぐち結婚応援センター』への年間登録料とし、補助は一度限りとします。
補助金額	5,000円
その他	年間登録料の領収書の提出が必要です。

2. 参加者支援

補助対象者及び団体	過去1年間に『やまぐち結婚応援団』として活動実績がある団体
補助対象経費	補助対象団体が実施する事業に参加する市内在住の未婚者の参加負担金
補助金額	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、1人1回当たり3,000円を上限額とします。
その他	補助対象団体は、参加者本人から、参加者本人の個人情報一部が市へ提供されることの同意が必要です。

問合せ先 企画政策課 (☎0837(52)1112)

介護福祉士資格取得助成事業補助金

市では安心して必要な医療・介護を受けることのできる環境づくりとして、介護福祉士の資格取得に要する費用の一部を助成します。

1. 実務者研修等受講料補助金

補助要件	下記の条件全てを満たす人 ①市内介護サービス事業所等に1年以上勤務し、今後も同事業所で継続して働く意思がある人 ②申請年度に実務者研修又は介護技術講習を修了された人
補助金額	40,000円

2. 介護福祉士国家試験受験手数料補助金

補助要件	下記の条件全てを満たす人 ①市内介護サービス事業所等に勤務し、今後も同事業所で継続して働く意思がある人又は将来市内事業所に勤務する意思のある市民 ②今年度又は昨年度に介護福祉士国家試験に合格された人
補助金額	10,000円

問合せ先 企画政策課 (☎0837(52)1112)